

## 預金保険制度について

預金保険制度により、当座預金や利息のつかない普通など（決済用預金）は、全額保護されます。

定期預金や利息付きの普通預金など（一般預金等）は、金融機関ごとに預金者1人当たり、元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。万が一金融機関が破たんした場合に、それを超える部分は、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）。

預金等の分類		保護の範囲
決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等 	全額保護（恒久措置）
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・元本補填のある金銭信託（ビッグなど）等 	合算して元本 1,000 万円までとその利息等を保護
外貨預金、元本補てんのない金銭信託（ヒットなど）、金融債（保護預り専用商品以外のもの）等 		保護対象外

預金保険制度についての詳細は、金融庁・預金保険機構・金融広報中央委員会のホームページをご参照ください。

金融庁ホームページ：

<https://www.fsa.go.jp/policy/payoff/>

預金保険機構ホームページ：

<https://www.dic.go.jp>

金融広報中央委員会

<https://www.shiruporuto.jp/public/document/cantainer/yoho/>